

答申書

第1 松山市文書法制審議会の結論

松山市教育長（以下「実施機関」という。）が、平成29年12月15日付け29松（教学）第1426号で公開した行政情報に加え、平成24年9月28日付け24文科初第718号教科書採択の改善について（通知）（以下「文科省通知」という。）及び平成24年10月4日付け24教義第770号教科書採択の改善について（以下「愛媛県通知」という。）を公開すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求

審査請求人は、平成29年12月1日、実施機関に対し、松山市情報公開条例（平成12年条例第61号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく行政情報の公開の請求（以下「本件公開請求」という。）をした。

2 公開決定処分

実施機関は、平成29年12月15日、審査請求人に対し、条例第11条第1項の規定に基づく本件公開請求に係る行政情報を公開する決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年3月13日、審査庁たる実施機関に対し、本件処分についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

4 松山市文書法制審議会への諮問等

実施機関は、令和元年8月7日、本件審査請求について、条例第20条第1項の規定に基づき松山市文書法制審議会に諮問し、同審議会情報公開分科会は、松山市文書法制審議会条例（平成28年条例第7号）第6条第1項第1号の定めるところにより、本件審査請求について調査審

議することとした。

第3 本件公開請求に係る行政情報の名称又は内容

「松山市教科書採択委員会規則」に基づく採択制度を変更（「答申制」の廃止を含む。）して、「松山市教科用図書採択要綱」に基づく新たな採択制度を採用するまでの「経緯も含めた意思決定に至る過程」及びその「過程」を「合理的に跡づけ検証し得る」全文書

特に、平成24年（2012年）3月31日決裁の『起案文書』に明記されているところの「教科書採択における答申制度」を条例化によって継続・維持する方針「意思決定」から、それを、平成26年（2014年）1月～3月段階の二つの『起案文書』に表現されているところの「答申制廃止」方針へと変更した「経緯も含めた意思決定に至る過程」及びその「過程」を「合理的に跡づけ検証し得る」全文書

第4 本件公開請求に係る行政情報の特定

実施機関は、本件公開請求に係る内容は、松山市教科書採択委員会規則の廃止に関する文書及び松山市教科用図書採択要綱の制定に関する文書で確認できることから、以下6点を本件公開請求に係る行政情報と特定した。

- (1) 平成23年12月7日決裁の起案文書「審議会等の見直しに伴う取扱いについて」（弁明書添付・乙第1号証）
- (2) 平成24年3月31日決裁の起案文書「審議会等の見直しに伴う関係要綱等の廃止について」（弁明書添付・乙第2号証）
- (3) 平成26年1月21日決裁の起案文書「松山市教科書採択委員会規則の廃止について」（弁明書添付・乙第3号証）
- (4) 平成26年1月21日決裁の起案文書「松山市教科用図書採択要綱の制定について」（弁明書添付・乙第4号証）
- (5) 平成26年3月26日決裁の起案文書「松山市教科書採択委員会規則を廃止する規則の公布について」（弁明書添付・乙第5号証）
- (6) 平成26年第4回松山市教育委員会臨時会会議録（平成26年3月

25日) (弁明書添付・乙第6号証)

第5 本件処分の内容

実施機関は、前記第4で特定した行政情報の全部の公開を決定した。

第6 処分の理由

条例第7条の非公開情報が記載されていないことから、その全部を公開した。

第7 審査請求人の主張の要旨

審査請求書、平成30年8月30日付け反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書によれば、審査請求人の主張は次のとおりである。

1 審査請求書

(1) 審査請求の趣旨

教科書採択に係る答申制廃止に関する全文書の公開を求める。

(2) 審査請求の理由

松山市教育委員会は、公文書管理法及び松山市情報公開条例に基づく当該文書の公開義務があるにもかかわらず、これを公開しなかった。

2 平成30年8月30日付け反論書

(1) 経緯が記載されている情報を見つけることができない。

(2) 松山市教育委員会は公文書の作成や保管に関する義務を怠っている。

(3) 弁明書が事実と反し、合理的理由・根拠を示し得ていないことから、処分庁は情報公開請求に応じなければならない。また、「合理的に跡づけ検証し得る」文書を、処分庁が何らかの理由で作成していないのであるならば、又はあえて市民が合理的に跡づけ検証し得ないようにするために作成していないのであるならば、様々な方法を駆使して、事後的な形ではあっても、今から作成しなければならない。そして、憲法上の「知る権利」を有する主権者の前に、明らかにしなければならない。

3 口頭意見陳述聴取結果記録書（令和元年6月19日開催）

- (1) 起案文書中に根拠として文科省通知を挙げなかったことは虚偽に当たる。
- (2) 協議することなく文書決裁したという主張は不自然である。
- (3) 答申制廃止の過程に関する文書が一切ないのはおかしく、開示していない文書が存在するのではないか。
- (4) 制度変更の理由と経緯が、公開した資料だけで理解できると考えているのか。
- (5) 制度変更のメリットは何か。
- (6) 処分庁の弁明に根拠がない。

決定に至る経緯も含めて文書を作成すべきで、一連の経緯と理由が分かる資料を作り直すべきである。

誰が何の目的で採択制度を変えたのか明らかにしてほしい。

教科書採択規則の廃止は違法である。

第8 実施機関の主張の要旨

平成30年6月7日付け弁明書及び口頭意見陳述聴取結果記録書によれば、実施機関の主張は次のとおりである。

1 弁明書

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

実施機関が保有する行政情報を全部公開しており、審査請求人に不利益を与えていない。

また、松山市教育長が公開した、乙第1号証ないし乙第6号証に、答申制廃止や懇話会形式の採用に至る経緯が記載されている。

公文書等の管理に関する法律に基づく義務の対象は、いわゆる国の行政機関に適用があるもので、同法による義務は実施機関に適用されない。

さらに、本件処分は、条例に基づき、適切に行われている。

したがって、実施機関の本件処分は妥当なものであり、審査請求人の主張には理由がなく失当である。

2 口頭意見陳述聴取結果記録書（令和元年6月19日開催）

- (1) 文科省通知の内容を十分理解して方針を決めており、適切である。
- (2) 起案には必要項目が記載され、口頭で説明しつつ決裁を得て教育委員会に諮っており、特に手続上の問題はない。
- (3) 条例に基づき、全文書を公開している。
- (4) 公開した文書により経緯と理由を理解できる。
- (5) 教育委員会が多くの情報を得られるとともに責任の所在が明確になる。

第9 当審議会の判断の理由

1 本件審査請求の争点

前記第7の審査請求人の主張の要旨及び第8の実施機関の主張の要旨によれば、本件審査請求の争点は、次の2点である。

- (1) 実施機関が、前記第3に係る行政情報として、前記第4の行政情報を特定したことの妥当性
- (2) 実施機関が、前記第3に係る行政情報として、前記第4以外の行政情報を保有しているか否か

なお、審査請求人は、松山市教育委員会が公文書の作成や保管に関する義務を怠っているなどとも主張するが、これらの点は当審議会において審議すべき事項とは認められないため、争点としない。

2 条例の基本的な考え方

条例は、市政に対する市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市政の活動について市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民が的確な理解と適切な判断をすることができるよう市の保有する情報の一層の公開を図り、もって住民自治の理念にのっとり市政の実現に寄与することを目的としている（第1条）。

また、実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市政に対

する市民の知る権利を十分に尊重しなければならないとしており（第3条）、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政情報の公開を請求することができるとしている（第5条）。

3 実施機関での実地調査等

当審議会では、まず、本件公開請求に係る行政情報の存否を確認する必要があるため、令和元年10月7日、実施機関に対して調査及び聞取りを行った。

なお、審査請求人が提出した甲1号証及び甲2号証によれば、松山市議会定例会での教育長及び教育委員会事務局長の答弁において、それまで教科書採択に当たっては教科書採択委員会が教育委員会の諮問に応じて必要な事項を答申すること（答申制）としていたところ、文科省通知を契機として教科書採択委員会を懇話会形式とした旨の内容が認められることから、当該文科省通知及びそれを受けた各市町（学校組合）教育委員会教育長宛ての愛媛県通知についても本件公開請求に係る行政情報として特定すべきではないかと思われたため、当該文科省通知及び愛媛県通知の存否等についても併せて実施機関に対して調査及び聞取りを行った。

(1) 実施機関での調査

実施機関（教育委員会事務局学校教育課）で保管場所や関係するファイルの確認を行ったところ、文科省通知及び愛媛県通知の存在は確認できたが、その他教科書採択に係る答申制廃止の経緯が記載されている行政情報の存在は確認できなかった。

(2) 実施機関への聞取り

聞取りに対する実施機関の主張は、次のとおりである。

ア 文科省通知は、現在も文部科学省のホームページで公開されていることから、特に公開すべき行政情報とは認識していなかった。また、文科省通知は、毎年同様の内容で出されているものであり、これのみがきっかけになったものではない。

イ 教科書採択に係る答申制廃止を検討するに当たっては、協議は行わず、本件処分により公開した行政情報を用いて文書決裁により決

定したことから、議事録は存在せず、ほかに公開すべき行政情報は存在しない。

4 前記第3に係る行政情報として、前記第4の行政情報を特定したことの妥当性（争点(1)）についての判断

(1) 実施機関が、前記第3に係る行政情報として、前記第4の(1)から(6)までの行政情報を特定したことの妥当性については、争いはない。

(2) 一方、実施機関が文科省通知及び愛媛県通知を本件公開請求に係る行政情報として特定しなかった理由は、上記3(2)アのとおりであるが、松山市議会本会議での教科書採択に関する質問に対する答弁で、実施機関の職員が文科省通知について言及していることから、懇話会形式に変更する経緯と何ら関係のないものとは考えられない。

また、公開請求は、何人もできるとされており、同じ請求内容に対しては、同様の行政情報を公開するとされていることはもとより、公開請求者が誰であるか、ひいては、行政情報の内容を知っているか否かにかかわらず、判断すべきである。

なお、実施機関が、本件公開請求をした者に対し、特定した行政情報が文部科学省のホームページで公開されているものであることから、公開対象から除外するかどうかについて確認した事実は見受けられない。

以上のことから、当審議会としては、文科省通知及び愛媛県通知を本件公開請求に係る行政情報として判断する。

5 公開された行政情報以外の該当行政情報の保有の有無（争点(2)）についての判断

(1) 文科省通知及び愛媛県通知の公開についての判断

上記3(1)のとおり、実施機関では文科省通知及び愛媛県通知を現に保有している事実が確認できた。

そして、上記4のとおり、本件公開請求では、文科省通知及び愛媛県通知を公開する行政情報として特定すべきであり、実施機関で現に保有していることから、当審議会は、文科省通知及び愛媛県通知を公開すべきであると判断する。

(2) 教科書採択に係る答申制廃止の経緯が分かる行政情報の公開についての判断

上記3(1)のとおり、公開された行政情報、文科省通知及び愛媛県通知のほか、教科書採択に係る答申制廃止の経緯が記載されている行政情報の存在は確認できなかった。

この点において、教科書採択に係る答申制廃止の経緯が分かる行政情報の公開について、公開された行政情報の内容と松山市議会本会議での答弁内容が必ずしも合致していないことから、公開されていない行政情報があるのではないかという疑念を生じさせるといった事務の取扱いには疑義が残るものの、実施機関が文科省通知及び愛媛県通知以外に、公開すべき行政情報を保有していないこと自体は認められる。

6 結論

以上のことから、当審議会は、本件処分で公開された行政情報に加え、文科省通知及び愛媛県通知を公開すべきであると判断する。

よって、「第1 松山市文書法制審議会の結論」のとおり答申する。

第10 審議の経過

年月日	経過
令和元年8月7日	諮問書の受理
令和元年9月4日	第1回審議
令和元年10月7日	第2回審議・実地調査
令和元年11月18日	第3回審議
令和元年12月18日	答申

(本件審議を処理した委員の氏名)

松山市文書法制審議会情報公開分科会

委員 光信 一宏

同 甲斐 朋香

同 高橋 直子